

政令第 号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第二条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「原油」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 原油
- 二 小麦
- 三 大豆
- 四 塩
- 五 鉄鉱石
- 六 石炭

七 ナフサ

八 液化石油ガス

九 メタノール

附 則

この政令は、令和四年十二月一日から施行する。

理由

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第二一条第四号の政令で定める物資として、小麦等を追加する必要があるからである。